

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 百友会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事が同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の勤務報酬時はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、「理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。」同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の勤務報酬等はこれを支払わないものとする。

3 理事会及び評議員会への出席にかかる交通費について、その実費を支給する。

(理事長の非常勤業務における報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。この場合の勤務日数の基準は、1日3時間、週2日にて年間50週程度の勤務を目安とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 本条第1項及び第2項の業務に要する交通費については、その実費を支給する。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事監査指導業務を行った場合は、本条次項の報酬（別表3）を支払うものとし、本条の報酬（別表1）はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

- 3 監事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務（本条第2項以外の業務）にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 4 本条第1～3項の業務に要する交通費について、その実費を支給する。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

- 第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
 - 3 本条第1～2項の業務に要する交通費について、その実費を支給する。

（出張旅費）

- 第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

- 第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

- 第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 従来の役員費用弁償規定（平成16年4月1日施行）は、平成21年3月31日をもって廃止する
- 2 この規程は、平成21年4月1日より適用する
- 3 この規定の一部を平成30年3月27日より変更する。
- 4 この規定の一部を変更し、令和元年6月4日より適用する。

別表 1 (税引後支払い額)

| 名 称 | 報酬日額 (所得税控除後) |
|---|---------------|
| 理事会出席及びそれ以外の業務 | 10,000 円 |
| 評議員会出席及びそれ以外の業務 | 10,000 円 |
| 監事の理事会、評議員会出席及びそれ以外の業務 (監事監査指導業務は別表3に定める) | 10,000 円 |
| 苦情対応第三者委員の理事会、評議員会出席及びそれ以外の業務 | 10,000 円 |

別表 2

| 名 称 | 報酬年額 |
|-----------|-------------|
| 理事長の非常勤業務 | 2,000,000 円 |

※支払方法：毎月口座振替による (支給額：3月・5月－175,000円、他月－165,000円)

別表 3

| 名 称 | 報酬日額 (所得税控除後) |
|----------|---------------|
| 監事監査指導業務 | 15,000 円 |

※支払方法：監査当日の現金支給による

別表 4

| 旅 費 | 宿泊費 | 報酬(所得税控除後) | その他 |
|-----|----------|------------|-----|
| 実 費 | 20,000 円 | 15,000 円 | 実 費 |

※支払方法：第8条5項のとおり現金支給による